

にしこく かわら版

にしこくニュース
117号
令和4年9月21日発行

国土交通省仙台西国道維持出張所では、国道45号・48号・仙台西道路の維持管理を行っています。

落書きは犯罪です!!

今月に入ってから、仙台西道路の中央分離帯や国道45号沿いにある街灯など、構造物への悪質な落書きが複数件報告されています。



【関係法令の一例】
道路法第四十三条(抜粋)
何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。
一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

これらの落書きは、すべて犯罪行為です。
道路法等の法律により罰せられるとともに、落書きを消すためにかかった費用を請求される場合があります。

なお、当出張所では警察へ被害届を提出しています。
芸術の秋は、法に触れない範囲でお楽しみください。

にしこく では、皆さまからのご意見・ご要望をお待ちしております。



国土交通省 仙台西国道維持出張所
〒982-0261 仙台市青葉区折立一丁目1-1 TEL:022-226-1493
<http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/nishikoku/index.html>